

第37号議案

蒲郡市個人情報保護条例の一部改正について

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年6月11日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。